

Weekly Report

第462号
平成30年7月2日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

30年分の路線価等は本日公表

本日、30年分の路線価（及び評価倍率）が公表されます。

◆相続等における土地評価額の算定基準

路線価等は、相続税や贈与税において土地の評価額を算定する際の基準となる価格で、その年の1月1日時点での評価額として公表されます。

相続等で取得した土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線価方式は路線価（道路に面した標準的な宅地の1㎡あたりの価額）を土地の形状等に応じた各種補正率で補正した後の面積に乗じて計算します。一方、倍率方式は、路線価が定められていない土地の評価方法となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

27年以降、相続税の基礎控除額は「3千万円＋600万円×法定相続人数」に引下げられましたが、土地は相続財産で大きな割合を占めますので、路線価等を確認し、評価額を把握しておくことも大切です。

◆「小規模宅地等の特例」の適用がポイント

相続財産に被相続人（亡くなった方）の居住または事業用に使われていた宅地等がある場合には、一定要件のもと評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」の適用が大きなポイントになります。

同特例により、居住用宅地等の場合は330㎡まで評価額を80%減額できますが、適用できるのは原則、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が取得した場合となります。

ただし、配偶者や同居親族がいない場合には、自己所有の家屋に居住していない一定の別居親族（いわゆる「家なき子」）も適用できます（30年4月以降、適用要件が厳格化されています）。

経営者保証に関するガイドラインの活用実績

経営者保証に依存しない融資を促進させるため、26年2月から運用されている「経営者保証に関するガイドライン」では、融資を希望する中小企業が一定の経営状況（法人と経営者の資産・経理が明確に区分、適時適切な財務情報等の提供など）である場合に、金融機関は経営者保証なしの融資を検討することなどが求められています。

金融機関におけるガイドラインの活用実績によると、29年度の新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、政府系金融機関が33.7%（新規融資20万6953件のうち6万9801件）、民間金融機関は16.3%（同346万6515件のうち62万4961件）となっています。

★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業（従業員数が常時10人未満）の源泉所得税（1月～6月分）は7月10日（火）が申告・納付期限です。

※健保・厚生「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期間は7月1日～10日です（来所日指定等の事業所を除く）。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは7月10日が期限です。

※暑中の健康管理に配慮します。特に、屋外作業や外回り社員の熱中症予防の取り組みを。